

関東白山会規約

(総則)

第1条 本会は、関東白山会という。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて郷土白山市の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会の事務所は、関東圏内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 懇親会の開催
- (2) その他目的達成に必要なこと。

(会員)

第5条 本会の会員は、関東地区に在住する白山市出身者、同市縁故者及び本会の趣旨に賛同する者とする。

(会費)

第6条 本会の会費は、年額3,000円とする。

(役員の種類)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常務理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選出及び任期)

第8条 役員は総会で選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長が、その職務を代理する。

3 常務理事は、会務を掌理する。

4 理事は、本会運営上の重要事項を審議する。

5 監事は、会計を監査する。

第10条 本会に、名誉会長、顧問又は相談役を置くことができる。

(会議)

第11条 本会は、次に掲げる会議を開催する。

(1) 総会 定期総会は毎年1回とし、臨時総会は役員会において必要と認めるときは開催する。

(2) 役員会 会長は、必要と認めるとき、役員会を召集する。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(規約の変更等)

第14条 本規約の変更については、総会で決定するものとする。

2 本規約に規定のない事項については、会長が役員会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、昭和58年7月12日から施行する。

2 本会の事務所は、東京都内に置くとなっているが、当分の間関東圏内及び白山市役所内に置くものとする。

附 則

1 この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

2 本会の事務所は、当分の間東京都内及び白山市役所内に置くものとする。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 本会の事務所は、当分の間関東圏内及び白山市役所内に置くものとする。